

信用保証協会の役割

信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された公的保証機関です。

協会の役割は、中小企業の金融の円滑化を図ることにあります。

事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者に対して、金融上の強力な「公的保証人」となって融資の道を開く専門機関が協会です。協会は、中小企業と金融機関とを結びつける「架け橋」の役割を果たすとともに、多くの中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏付けをして、その企業を発展に導き、地域経済の発展に貢献していくという大きな役割があります。

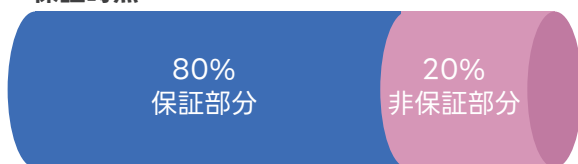
金融機関との「責任共有制度」について

平成17年6月に中小企業政策審議会基本政策部会から提言された、「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」の中の項目の一つで「保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して、中小企業者の事業意欲を継続的に把握し、① 融資実行、② 融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことが必要である。」とされたことを受けて、平成19年10月から実施された制度です。次の二つの責任共有方式が導入され、金融機関がどちらかを選択することになっています。

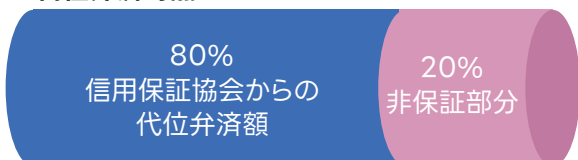
部分保証方式

個別融資金額の80%を協会が保証する方式（保証制度として特定された「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証（ABL保証）」等）。

保証時点



代位弁済時点



金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

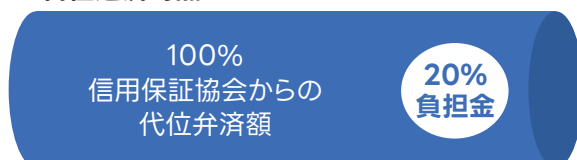
負担金方式

定められた計算期間内において保証債務平均残高と代位弁済額により代位弁済率を算出し、定められた計算期間内においての保証債務平均残高に対して、前述の代位弁済率を乗じた金額の20%を負担金として金融機関が協会に納付する方式。

保証時点



代位返済時点



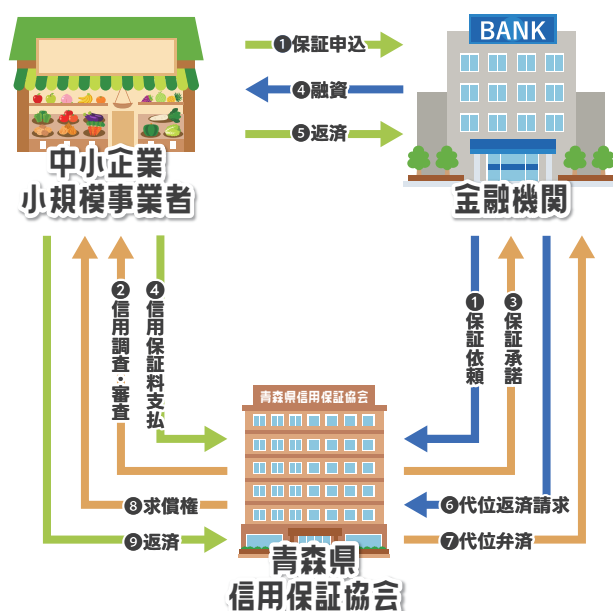
金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用補完制度のしくみ

この制度は、中小企業者、金融機関、協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」との総称をいいます。協会は、地方公共団体から出えん金等の財政支援を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により保証債務履行（代位弁済といいます。）に伴う負担が軽減されています。これらにより協会は、広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

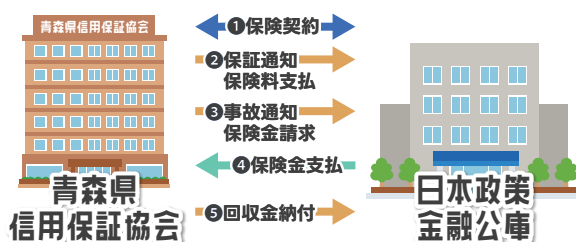
このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用保証制度



- ① 中小企業者は、金融機関を通じて信用保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて、中小企業者に融資を行います。この時、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済します。
- ⑥ 万一、中小企業者が何らかの理由（倒産等）によって、借入金の返済ができなくなった場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済（代位弁済）します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、信用保証協会は中小企業者に対し求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者およびその保証人は、信用保証協会に求償債務の返済をします。

信用保険制度



- ① 日本政策金融公庫（以下、公庫）と信用保証協会は信用保険契約を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は①の契約に基づいて保険要件（信用保険を掛けるための要件は、保険種類ごとに法令等によって定められています。）を備えた信用保証を行った場合は、公庫に保証通知を行うとともに、保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し、代位弁済をしたときは、この事実を公庫に通知（事故通知）し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

信用保証料

信用保証料（以下、「保証料」という。）は、金利や手数料的な性格とは異なり、協会が中小企業者の保証委託に基づいて行う信用保証の対価として、中小企業者にご負担していただく信用保証制度独自のもので、そのうち半分以上を株式会社日本政策金融公庫に信用保険料として納付しています。

保証料率

平成18年度から、従来、原則一律であった保証料率を中小企業者の経営状況を踏まえた保証料率体系とし、基本となる保証料率を年率0.50%～2.20%の範囲で9区分に細分化しました。また、平成19年10月からは、金融機関との責任共有制度の開始により、年率0.45%～1.90%の範囲とする責任共有保証料率を導入しています。

リスク考慮型基準料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有 保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外 保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証のことを指します。

保証料の割引・補給

有担保

物的担保の提供がある場合（保証料補給のある場合を除く）、保証料率を0.10%割引します。

会計参与設置会社

一部の保証制度を除き、会計参与設置会社の場合は保証料率を0.10%割引します。

県・市町村制度

県・市町村制度を利用する場合、県および一部の市町村から保証料の全部または一部の補給を受けることができます。

協会保証制度

一部の保証制度について、保証料率を引き下げています。

ご利用いただける中小企業者

所在地

個人の場合

「青森県内」に住居又は事業所（事務所）を有し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

法人の場合

「青森県内」に本店又は事業所（事務所）を有し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

ただし、個人は住居が、法人は本店の住所が「青森県外」の中小企業者については、青森県内の事業所（事務所）で使用する事業資金に限ります。

規模

原則として「中小企業信用保険法」に定める「中小企業者」を対象としています。

個人の場合は「常時使用する従業員数」が、また、会社の場合は「資本金（出資金）」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが、下表に該当していることが必要となります。

業種	資本金（出資の総額）	従業員数
製造業等（運送業、建設業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

※組合の場合は、当該組合又はその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

保証の内容

保証限度額

一般保証

- ①個人・会社・医業を主たる事業とする法人
2億8,000万円（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）
- ②組合
4億8,000万円（普通保証4億円、無担保保証8,000万円）
ただし、下記の組合の場合は、①の保証限度額が適用されます。
農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、森林組合（同連合会）、生産森林組合、消費生活協同組合（同連合会）、内航海運組合（同連合会）

別枠保証

- 国の施策による特別な要件を必要とする保証で、一般保証とは別枠の取り扱いとなります。
- ※1. 他協会の利用がある場合、合算した利用額が限度額を超えることはできません。
 - 2. グループ企業が構成されている法人等の場合、結びつきの度合いによっては、グループ企業に対する保証の合計額を、一企業の保証限度額の範囲内で取り扱いする場合があります。

保証期間

原則として、運転資金15年以内、設備資金20年以内としています。
（運転設備資金の場合は、資金使途の割合の大小により判定します）
ただし、制度保証等については、定められた保証期間以内となります。

資金使途

中小企業者がその事業経営に必要な「事業資金（運転資金及び設備資金）」に限られます。
したがって、「事業資金」以外の生活資金、投機資金、住宅建築資金等は対象にはなりません。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

担保

必要に応じ提供していただきます。

保証料率の上乗せで経営者保証が不要となる保証制度について

令和6年3月15日より「事業者選択型経営者保証非提供制度」（「横断的制度」）の取り扱いが開始されています。

一定の要件を満たすことで、保証料率の上乗せにより経営者保証の取り扱いを選択できます。なお、本制度は枠組み的な制度であり、個別の保証制度を問わず横断的に適用されます。

ご利用いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益 + 減価償却 ≥ 0 」となること。

保証料率

- ① ご利用いただける方(3)①及び②の**いずれも**満たす場合
0.70%～2.45%
(当信用保証協会所定の保証料率0.45%～2.20%に0.25%上乗せ)
- ② ご利用いただける方(3)①又は②の**いずれか一方**を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合
0.90%～2.65%
(当信用保証協会所定の保証料率0.45%～2.20%に0.45%上乗せ)

対象となる保証

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険
- ・新事業開拓保険・事業再生保険

(注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。

(注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

主な保証制度

県の制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率	
「青森新時代」への架け橋資金					
(1) ①スタートアップ創出枠 ②創業枠	1億円 (うち①は3,500万円)	固定1.7%	運転10年以内 (据置2年以内) 設備15年以内 (据置3年以内) (1) ①、(4) ③～⑤は 運転・設備ともに 10年以内 (据置1年以内) (1) ②は借換可 10年以内 (据置1年以内)	1.05%	
(2) 認定や国・県補助等採択事業	1億円	(1) ①② 女性、 UIJターン:1.5%		0.45%～1.90% (4) ④・⑤ 0.20%～1.15% 県・市町村補給あり	
(3) 特別枠	合計2億8,000万円	(1) ①② 各市町村が設置する 創業相談窓口の 利用:1.6%			
①新商品開発・新分野進出		(1)～(3) 三者連携協定に 基づく融資:1.6%			
②DXを推進する取組・生産性向上					(3) くるみん 認定企業:1.5%
③GXを推進する取組					
④SDGsの達成に資する取組					
⑤労働力確保・仕事と子育ての両立					
⑥物流の効率化を図る取組					
(4) 事業承継枠①～⑤	①～④合計1億円 ⑤別枠1億円	固定2.2% 経営力向上割引あり			
(5) 金融機関提案枠	1億円	固定1.7%			
経営安定化サポート資金					
(1) 連鎖倒産枠	3,000万円 (運転資金のみ)	固定1.6% 経営力向上割引あり	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～1.90% 県・市町村補給あり	
(2) 経営安定枠	4,000万円 (運転資金のみ)				
(3) 災害枠	①県指定	3年以内:固定1.6% 3年超:固定1.8%			
	②ホタテ		3,000万円または1億円		
事業活動応援資金		1億円	変動2.1% 経営力向上割引あり	運転10年以内 (据置2年以内) 設備15年以内 (据置3年以内)	0.45%～1.90%
経営力強化借換資金		1億円	固定1.9%	運転10年以内 (据置1年以内)	0.45%～1.75% 市町村補給あり

※経営安定関連の保証料率は1～4号、6号の場合0.95%、5、7、8号の場合0.86%となります。

※県および連携している市町村による保証料補給要件は制度により異なります。詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が上乗せとなる場合があります。

信用保証の概要

市町村の制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
青森市 地場産業振興資金	2,000万円	1.8%以内	設備15年以内 (据置3年以内)	0.45%~1.90% 青森市が半額補給
八戸市 商工業設備投資資金	5,000万円 中心市街地枠 1億円	一般 2.0% 中心市街地枠 1.5%	設備10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90% 八戸市が全額補給
十和田市 長期経営安定化資金	1,000万円	2.6%以内	運転10年以内 (据置6か月以内) 設備10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90% 十和田市が全額補給
市町村小口資金	2,000万円	各市町村ごとに 決定	10年以内	0.45%~1.90% 市町村補給あり
市町村事業活性化資金	2,000万円	各市町村ごとに 決定	10年以内	0.45%~1.90% 市町村補給あり
市町村 小口零細企業資金	2,000万円	各市町村ごとに 決定	10年以内	0.50%~2.20% 市町村補給あり

※小口資金、事業活性化資金、小口零細企業資金の実施状況および保証料補給要件は各市町村により異なります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が^a上乗せとなる場合があります。

信用保証の概要

国の制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
中小企業特定社債保証	4億5,000万円	発行体所定金利	2年以上7年以内	0.45%~1.90%
流動資産担保保証	2億円	所定金利	1年 (個別保証の場合1年以内)	0.68%
借換保証 (1)一般保証及び経営安定関連保証 (2)条件変更改善型借換保証	2億8,000万円	所定金利	(1)10年以内 (据置1年以内) (2)15年以内 (据置2年以内)	0.45%~1.90%
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	個人・法人 2億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内 (据置1年以内)	0.80% または1.00%
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内 (据置3年以内)	0.80% または1.00% 国補給あり
経営力強化保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内 借換資金:10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.75%
創業関連保証	3,500万円	所定金利	10年以内 (据置1年以内)	0.85%
再挑戦支援保証		所定金利	10年以内 (据置1年または3年以内)	1.05%
スタートアップ 創出促進保証				
経営安定関連保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	運転15年以内 (据置1年以内) 設備20年以内 (据置1年以内)	1~4,6号 0.95% 5,7,8号 0.86%
財務要件型 無保証人保証	2億8,000万円	所定金利	一括返済:2年以内 分割返済:7年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90%
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度)	8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置1年以内)	0.70%~2.65% 国補給あり
プロパー融資借換 特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90%
協調支援型特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置:運転1年以内 設備・運設3年以内)	0.45%~1.90% 国補給あり
モニタリング強化型 特別保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置:運転1年以内 設備・運設3年以内)	0.45%~1.90% 国補給あり

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が上乘せとなる場合があります。

信用保証の概要

協会の主な制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2,000万円以下	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%~1.62%
当座貸越(貸付専用型) 根保証	100万円以上 2億8,000円以下	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%~1.62%
根保証 (手形割引・手形貸付 電子記録債権割引)	2億円 (運転資金のみ)	所定金利	1年間	0.39%~1.87%
長期経営資金(やくしん)	2,000万円以上 2億円以下 (100万円単位)	所定金利	運転:3年以上 15年以内 設備:3年以上 20年以内	0.45%~1.90%
小規模企業者カードローン 当座貸越根保証 「ナイス」	300万円	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%~1.62%
協調融資保証制度 「WIN」	2億8,000万円	所定金利	運転:1年以上 10年以内 設備:1年以上 20年以内	0.35%~1.80%
短期継続型保証 「NEWサポート・ファイブ」	8,000万円 (運転資金のみ)	所定金利	12か月	0.45%~1.90%
小口短期継続型保証 「スモールサポート・ ファイブ」	3,000万円 (運転資金のみ) (1企業者1口限り)	所定金利	12か月	1.15%

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が上乘せとなる場合があります。